

神奈川県監査委員公表第3号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、神奈川県代表監査委員から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和5年3月2日

神奈川県監査委員 吉 川 知 恵 子
同 中 家 華 江
同 堀 江 則 之
同 小 島 健 一

1 措置の対象となった監査の結果

令和4年11月8日神奈川県監査委員公表第25号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち監査事務局分1か所に係る1事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
監査事務局総務課	令和4年9月22日（令和4年8月9日職員調査）	（不適切事項） 地方自治法の規定に基づき調製した令和2年度神奈川県一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書について、数値等を誤って記載していた。この結果、誤った内容の意見書が議会に提出されることとなった。	不適切事項については、令和2年度神奈川県一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書に係るデータの作成に当たり、担当職員（1名）の過失による誤りがあった結果、同意見書に数値の誤りなどが生じたものである。 今後は、このようなことがないよう、令和4年度においては、こうした不備の再発を防ぐため、決算審査意見書に係るデータの作成に当たっては、職員の業務分担を見直し、複数の職員で行うこととするとともに、作成したデータの点検を適時適切に行うなどチェック体制の確立を図ることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。